

山口県新たな時代の人づくり推進ネットワーク規約

(名 称)

第1条 本会は、「山口県新たな時代の人づくり推進ネットワーク」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、「山口県新たな時代の人づくり推進方針」(以下「推進方針」という。)に基づき、県内の様々な関係者が目指すべき人づくりの方向性や課題認識を共有し、一体となって取組を推進していくことを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 各会員による、推進方針に即した取組の自主的・主体的な実施
- (2) 各会員の取組に係る相互協力
- (3) 各会員の取組に係る相互の周知・広報
- (4) ネットワークとして一体的に取り組む事業・イベント等の実施
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

(組 織)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する団体で構成する。

- 2 本会への加入を希望する団体は、本会の会員登録フォームまたは書面により提出することにより、会員となることができる。
- 3 会員は、電子メールまたは書面により届け出ることにより退会することができる。
- 4 会員が次の各号のいずれか又はすべてに該当する場合、その会員を除名することができる。
 - (1) 本会の信用を著しく害したとき
 - (2) 会員が解散又は営業を停止したとき
 - (3) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(役 員)

第5条 本会に、代表を置く。

- 2 代表には知事を充てる。

(分 掌)

第6条 代表は、本会の業務を統括する。

(事務局等)

第7条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、山口県新たな時代の人づくり推進室及び山口県ひとづくり財団に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は代表が別に定めることができる。

附 則

この規約は、令和3年8月1日から施行する。